

○国土交通省告示第百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道13号改築工事（福島西道路）

第3 起業地

1 収用の部分 福島県福島市松川町浅川字町下並びに平石字両日森、字山発田、字吉治森、字町畑、字西久保、字熊清水及び字大縄並びに小田字関根、字東新田ノ目、字向田、字扇田、字西新田ノ目、字光谷及び字並柳並びに大森字南街道端及び字鳴神地内

2 使用の部分 福島県福島市松川町浅川字町下、字町頭、字入り、字若宮、字西森、字西窪、字高野及び字赤柴並びに平石字明石場、字牛坂、字両日森、字山発田、字吉治森、字吉治下、字町畑、字西久保及び字大縄並びに小田字関根、字東新田ノ目、字向田、字扇田、字西新田ノ目、字光谷及び字並柳並びに大森字南街道端及び字鳴神地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道13号改築工事（福島西道路）」（以下「本件事業」という。）は、福島県福島市松川町浅川字羽山岳地内から同市大森字西ノ内地内までの延長6.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する

十分な意思と能力を有する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道13号（以下「本路線」という。）は、福島県福島市を起点とし、秋田県秋田市に至る延長約387kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する福島市は、福島県の県庁所在地であり、行政、教育、医療などの都市機能の集積が進むとともに、数多くの工業団地が立地し、情報通信機械器具製造業や金属製品製造業など多様な企業の産業集積が進んでいるなど、県内の経済を支える重要な地域である。また、本件区間に対応する一般国道4号（以下「現道」という。）は、福島市の市街地に位置し、地域住民の通勤、通学及び病院や店舗利用等の日常生活による地域内交通に利用されるとともに、首都圏及び東北地方の各主要都市間における物流等の通過交通に利用されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める縦断勾配を満足しない線形不良区間（以下「急勾配区間」という。）が存在し、急勾配区間及びその前後で追突事故等の交通事故が発生しているほか、自然災害時には全面通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形の良い道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福島県知事が、福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に基づき、平成23年8月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年7月に福島県環境影響評価条例等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタナゴ、ホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンバ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタニシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているスズサイコ、ミクリ等その他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、生息又は生育環境の改変の程度が小さく、周辺に同様の環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオタニシについては、改変区域内において1個体のみ確認されている点を踏まえ、工事実施前に改変区域を含む周辺地域について分布調査を実施し、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、このうち2か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第1級及び第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和36年8月11日に都市計画決定され、平成23年11月22日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は急勾配区間が存在し、急勾配区間及びその前後で追突事故等の交通事故が発生しているほか、自然災害時には全面通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福島商工会議所会頭を会長とする福島西部環状道路建設促進期成同盟会より、道路ネットワークの整備、災害時の代替路の確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県福島市役所